

VI- II 里親制度

1 里親制度の概要

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を、これを希望する者(里親)に委託する制度(児童福祉法第6条の3)

・養育里親

養育里親は、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)を養育する里親

・親族里親

親族里親は、次に掲げる要件を満たす要保護児童を養育する里親

- ① 当該親族里親の3親等内の親族であること。
- ② 両親その他要保護児童を現に監護するものが死亡、行方不明又は拘禁等の状態となったことにより、当該児童を養育できないこと。

・短期里親

短期里親は、一年以内の期間を定めて、要保護児童を養育する里親

・専門里親

専門里親は、2年以内の期間を定めて、要保護児童のうち、児童虐待の防止に関する法律(平成12年)第2条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童を養育する里親

・里親型ファミリーグループホーム

知事の指定を受けた里親が、生育歴、性向等から判断してホームで養育することが望ましいと児童相談所長が判断した4人以上6人以下の児童を養育する。

2 里親登録数

	養育里親 (里親型FGH実施 の2組を含む)				親族 里親	計
	短期 里親	専門 里親	左記 以外			
登録数(組)	222	0	9	211	7	229

(注)平成18年3月1日現在

2 里親登録数等の推移

(単位:人)

	15年度	16年度	17年度	21年度末 までの目標	全 国
登録里親数	209	216	229	320	7,542
うち、受託里親数	85	83	85		2,184
委託児童数	114	117	120		3,022
要保護児童に占める割合	13.9%	13.7%	13.8%	20%	8.4%

※ 各年度3月1日現在。全国のデータは17年3月末現在。

3 年齢別委託児童数

(単位:人)

未就学	小学生	中学生	高校生	その他	合計
48	39	20	13	0	120

※ 平成18年3月1日現在。

4 里親に対する支援

平成17年度から里親養育相互援助事業（里親サロン）を実施

* 里親サロン・・・登録里親や里親になりたいと希望する者等を対象に、特定の場所に集いの場を設定し、児童相談所の支援のもと、里親間の情報の共有や相互交流を通じ、里親の負担軽減を図る事業。（17年度新規事業 千葉県里親会に委託）

5 里親の状況（関東近県）

(1) 里親登録数及び委託児童数

資料:福祉行政報告例(平成17年3月31日現在)

	里親(全体)					専門里親			親族里親	
	登録里親数	受託里親数	受託割合	委託児童数	里親1人当たりの児童数	登録里親数	受託里親数	委託児童数	受託里親数	委託児童数
千葉県	219	83	37.9%	118	1.4人	9	1	1	5	12
茨城県	179	52	29.1%	77	1.5人	2	1	1	-	-
栃木県	178	41	23.0%	47	1.1人	8	-	-	6	9
群馬県	164	38	23.2%	50	1.3人	1	1	2	1	1
埼玉県	319	103	32.3%	140	1.4人	15	2	2	-	-
東京都	473	252	53.3%	339	1.3人	9	-	-	1	1
神奈川県	183	64	35.0%	93	1.5人	11	2	2	1	1
静岡県	389	60	15.4%	76	1.3人	5	1	1	7	13
全国	7,542	2,184	29.0%	3,022	1.4人	254	45	52	140	230

(注) 厚生労働省主催の全国児童福祉主管課長会議資料(平成18年3月3日)より抜粋

(2) 要保護児童に占める里親への委託率

	里親委託児童数 (人) ①	乳児院 入所児童数 (人) ②	児童養護施設 入所児童数 (人) ③	小計 ④=①+②+③	里親委託率 (%) ①/④
千葉県	118	42	625	785	15.0
茨城県	77	77	594	748	10.3
栃木県	47	67	484	598	7.9
群馬県	50	33	374	457	10.9
埼玉県	140	140	1,128	1,408	9.9
東京都	339	405	2,835	3,579	9.5
神奈川県	93	80	773	946	9.8
静岡県	76	70	569	715	10.6
全国	3,022	2,942	29,828	35,792	8.4

(注) 厚生労働省主催の全国児童福祉主管課長会議資料(平成18年3月3日)より抜粋

資料:福祉行政報告例(平成17年3月31日現在)

(3) 里親型ファミリーグループホームの実施状況

(単位:人)

	導入	ホーム数	委託児童数	平均児童数	委託児童年齢
千葉県	○	2	10	5.0	0~14歳
茨城県	○	4	18	4.5	-
栃木県	検討中	-	-	-	-
群馬県	○	2	6	3.0	3~12歳
埼玉県	-	-	-	-	-
東京都	○	11	45	4.1	2~18歳
神奈川県	-	-	-	-	-
静岡県	-	-	-	-	-
全国合計 1道1都3県2市		36	153	4.3	

出典:「里親ファミリーホーム全国実態調査報告書」(里親FH全国連絡会 平成17年8月発行) (平成16年度末現在)

(注)①委託児童年齢は、岐阜県調査(H17. 6. 23)ただし千葉県の欄はH17. 10. 1日現在。

②平成17年度より、宮城県、福岡市が導入

VI-III 児童福祉施設

1 乳児院

(1) 施設の概要

乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。（児童福祉法第37条）

※下線部分は児童福祉法の改正による変更箇所

16年12月3日から年齢要件が見直された。（2歳未満⇒小学校就学前）

(2) 施設数及び定員等の状況（平成18年4月1日現在）

施設数(県の所管)	定員	入所児童数
2	50人	43人 (入所86%)

※他に千葉市所管1施設あり。

(3) 入所理由別児童数（平成16年度中）

区分	人数	割合	区分	人数	割合
父母の死亡	1	2.3%	父母の放任・怠惰	2	4.7%
父母の行方不明	4	9.3%	父母の虐待・酷使	2	4.7%
父母の離婚	2	4.7%	棄児	1	2.3%
父母の拘禁	6	13.6%	養育拒否	4	9.3%
父母の就労	1	2.3%	破産等の経済的理由	1	2.3%
父母の性格異常・ 精神障害	14	32.6%	その他	5	11.6%
			合計	43	100.0%

※四捨五入の関係で、割合の合計は100.0%にならない。

(4) 年齢別入所児童数

(単位:人)

0歳	1歳	2歳	3歳以上	合計
20	22	3	0	45

※平成17年3月1日現在。

2 母子生活支援施設

(1) 施設の概要

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設（児童福祉法第38条）。

(2)施設数及び定員等の状況

施設数(県所管)	定員世帯	入所世帯	入所人員
3	39	36 (入所率92.3%)	103人

※ 平成18年4月1日現在。他に、千葉市所管2施設、船橋市所管1施設あり。

(3)職員配置

- ・母子指導員、保育士、少年指導員
- ・心理療法担当職員…夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等がいる施設に配置。

(単位:世帯)

区分	人数	割合	区分	人数	割合
夫等の暴力	28	77.8%	住宅事情	5	13.9%
入所前の家庭内環境の不適切	1	2.8%	経済的理由	1	2.8%
母親の心身の不安定	1	2.8%	合計	36	100.0%

※四捨五入の関係で、割合の合計は100.0%にならない。

3 児童養護施設

(1)施設の概要

児童養護施設は、保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

(児童福祉法第41条)。

※下線部分は児童福祉法の改正による変更箇所

16年12月3日から年齢要件が見直された。(1歳未満は対象外⇒看護師の配置等要件を満たす場合は1歳未満も対象可)

(2)施設数及び定員等の状況

施設数	定員	入所児童数	入所率
14	850人	792人	93.2%

※ 平成18年4月1日現在。他に千葉市所管2施設あり。

(3)職員配置

- ・児童指導員、保育士、嘱託医、栄養士(41人以上の場合)、調理員などを配置。
- ・心理療法担当職員…心理療法を必要とする児童が10人以上入所している施設に配置。
(県が指定した施設のみ 7施設)
- ・被虐待児個別対応職員…虐待を受けた児童に対して、面接や生活指導など個別の対応や保護者援助などを行う者を配置。
- ・家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)…家庭環境上の理由により入所する児童の早期家庭復帰、里親委託等の支援を専門に担当する職員

(4) 入所理由別児童数(平成16年度中)

区分	人数	割合	区分	人数	割合
父母の死亡	1	0.8%	父母の放任・怠惰	27	22.0%
父母の行方不明	3	2.4%	父母の虐待・酷使	46	37.4%
父母の離婚	1	0.8%	養育拒否	3	2.4%
父母の拘禁	19	15.4%	破産等の経済的理由	5	4.1%
父母の入院	2	1.6%	児童の問題による 監護困難	3	2.4%
父母の就労	6	4.9%	その他	1	0.8%
父母の性格異常・ 精神障害	6	4.9%	合計	123	100.0%

※四捨五入の関係で、割合の合計は100.0%にならない。

(5) 学年別入所児童数

(単位:人)

未就学	小学生	中学生	高校生	その他	合計
147	342	182	105	6	782

※平成17年3月1日現在。未就学147には、乳児7を含む。

その他は専修学校・各種学校1、その他の中卒児童5。

(6) 小規模グループケア等の実施状況(関東近県の状況)

H18.2.1現在

	小規模グループケア								地域小規模児童養護施設	
	乳児院		児童養護施設		児童自立支援施設		情緒障害児短期治療施設		設置済	H18
	設置済	H18	設置済	H18	設置済	H18	設置済	H18		
千葉県	-	-	3	3	-	-	-	-	1	2
茨城県	-	-	5	7	-	-	-	-	1	1
栃木県	-	-	4	4	-	-	-	-	-	1
群馬県	-	-	6	6	-	-	-	-	3	3
埼玉県	-	-	16	16	-	-	-	-	6	6
東京都	2	4	39	43	-	-	-	-	20	32
神奈川県	-	1	11	11	-	-	-	-	2	3
静岡県	-	1	5	7	-	-	-	-	2	2
全国	18	32	261	290	2	2	5	6	87	116

(注) 厚生労働省主催の全国児童福祉主管課長会議資料(平成18年3月3日)より抜粋

4 情緒障害児短期治療施設(千葉県にはなし)

(1) 施設の概要

情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。(児童福祉法第43条の5)

※下線部分は児童福祉法の改正による変更箇所

(2) 職員配置

児童精神医学に関する学識を有する医師、心理療法に関する1年以上の経験を有する心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師などを配置。

5 児童自立支援施設

(1) 施設の概要

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。(児童福祉法第44条)

※下線部分は児童福祉法の改正による変更箇所

(2) 施設数及び定員等の状況

(単位:人)

施設数(県所管)	入所定員	入所児童数	入所率
1	70人	42人	60.0%

※ 平成18年4月1日現在

(3) 年齢別入所児童数

(単位:人)

未就学	小学生	中学生	高校生	その他	合計
0	6	45	0	2	53

※ 平成17年3月1日現在。その他は、その他の中卒児童2。

(4) 職員配置

- ・児童自立支援専門員及び児童生活支援員を配置

(5) 非行内容別在籍児童数(平成17年3月1日現在)

区分	人数	割合	区分	人数	割合
浮浪・家出	12	22.6%	自動車窃盗	0	0.0%
乱暴・反抗・悪戯	5	9.4%	恐喝・暴力	4	7.5%
性非行	6	11.3%	強盗・傷害	3	5.7%
弄火・放火	3	5.7%	殺人	0	0.0%
自家金品持ち出し	6	11.3%	薬物乱用	0	0.0%
窃盗(自動車窃盗を除く)	14	26.4%	その他	0	0.0%
			合計	53	100.0%

※四捨五入の関係で、割合の合計は100.0%にならない。